

解説 知的財産

測量技術における知的財産 特許の疑問を解決する話

いなば とみお
稲葉 富男
(株)ソーキ
顧問



1 はじめに

技術開発を行うにあたり、新たな発想が必ず生まれてくる。この新しい発明の保護および利用を図るために特許制度が存在する。つまり特許制度は発明者の権利保護の目的はもちろん一般に公開することでその技術が有効に利用されることが大きな目的である。

特許は知っていて当たり前という考えである。例えば車の運転をする場合「道路交通法」を知っているのが当然で、

スピード違反をした場合「制限速度は知りませんでした」では済まされない。それと同じように、「そんな特許があるのは知りませんでした」では通らないのである。

ここでは普段なじみが薄い特許に関する基礎的な知識を紹介すると共に、特許独特の問題にも触れ気軽に特許を感じてもらえることを期待する。

2 特許出願から取得まで

特許成立までのおおまかな手順は図-1の通りである。特許に関する書類の作成等については通常は専門家である「弁理士」の手助けを受ける。また特許の文面は言葉に矛盾や勘違いをなくすために、回りくどいような分かりにくいような文面になることが多い。出願後は約1.5年で自動的に一般に公開される。また特許審査請求は出願から3年以内に行う必要があり、特許成立後の有効期限は出願から20年である。

3 特許の独特の文面や費用について

普段、特許公開や特許文書には馴染みが薄い。ここではそれらについて簡

単に解説する。

3.1 特許の番号について

特許には一つの出願に対しておおむね、特願、特開、特許という3種類の番号が付与される。これらについて述べる。(以下Jeppyの例で示す：④参照)

(1) 特願 2006-030939 について

特許を出願した時点でつけられる番号で、出願のオリジナルである。この時の日付が特許の有効期限や他の技術や特許との先駆争い日の基準となる。また特許出願に当たっては、できるだけ権利範囲を広くしたものになっている場合が多い。

(2) 特開 2007-212222 について

出願から1年半経過した時点で公開された時の番号である。内容は「特願」とほとんど同じ（なかには出願後修正されたものも存在する）であるが一定の書式で特許庁のデータベースに納められ誰でも閲覧できる状態になる。インターネットの「特許電子図書館」で検索が可能である。この特開の内容は、出願者が権利にしたい内容であり必ずしも特許ではない。特許の権利を得るには「審査請求」を行い特許として認められる必要がある。ただしこの特開で「将来権利化できると思われる特許」

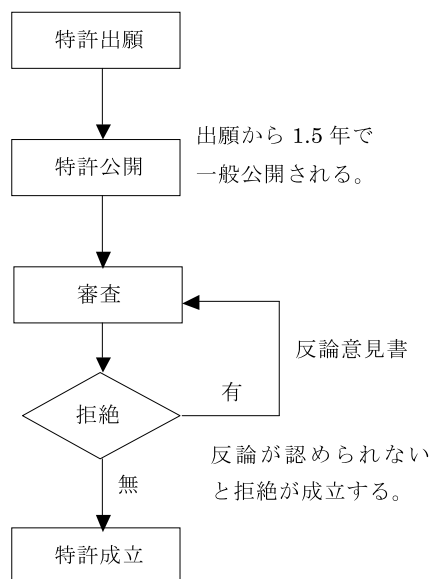


図-1 特許出願から成立までの手順



図-2 特許電子図書館のWebページ

の権利行使は可能である。例えば、同じ技術を使用している人に対して、その技術は特許に抵触している可能性があるという警告ができる。この権利を保証金請求権という。しかし特許が成立しなかった場合は無効になる。

(3) 特許第4928130について

この番号で書かれたものが特許である。これは特開の内容を審査しあいまいさを取り除いた厳密なものとなっている。反対に言えばこの内容さえクリアすれば特許を回避できるのである。保証金請求権のときのように「どこまでが特許になるのだろうかとか特許が成立しないのでは」と悩む必要がないのである。また特許公報は特許公開より内容が狭まっていることが多く、その修正過程もアンダーラインから読み取ることができる。

特許が成立すると「特許権」が発生し特許法の下での対応が必要となる。

3.2 特許文の読み方

特許には、発明の名称、特許請求の範囲、明細書、説明図および要約書が記載されている。

これらの内容には間違いや実現不可能なものが含まれていないことや、お互いの内容に重複や矛盾がないことが基本である。以下これについて説明する。

(1) 発明の名称

読んで字のごとく表札である。端的に特許の内容がわかりやすいものが良い。

(2) 特許請求の範囲

ここには請求項1～請求項Nまでが並べてあり権利化したい項目が箇条書

きに書かれている。いわば特許の心臓部である。特許項についても体系的に整理されており、各請求項目に関連付けや優先度がある。一般的には番号の若いものが広い権利範囲を示し、それに条件を付加し範囲を限定していくことが多い。

(3) 明細書

請求項の内容が具体的に分かるような詳しい説明文である。発明の技術分野、背景技術、発明が解決しようとする課題およびその解決手段、発明の効果、そして実施例として最良の形態が示される。

(4) 図面

発明内容を具体的に表現した図面が添付される。

(5) 要約書

発明の内容が簡単にわかる説明文である。

3.3 特許審査方法

および特許拒絶の主な理由

特許庁が審査を行う場合基本的には過去に申請された、特許公開と照らしあわす。また特許庁もすべての技術を知っているものではないので、第三者から指摘を受けることで特許取り消しも十分に考えられる。

特許が拒絶される主な理由は次の通りである。

- ①過去に同様なものがある。
- ②自明である、また組合せも含めて容易に思いつく。
- ③論点に矛盾がある

3.4 発明者と特許権者

基本的には発明者が特許権者になるが、日本の企業においては発明者が権利を譲渡し企業が特許権者となっている場合が多い。この発明者、特許出願者、特許権利者の権利関係も明確にしておく必要がある。

3.5 特許にかかる費用

特許関連費用には、特許の取得費、

維持費およびその他がある。内訳としては、特許庁へ納入する手数料や特許権利維持費、特許事務所への委託費、社内の管理体制費がある。また特許抗争が生じた場合には裁判費用も発生する。

(1) 特許庁に支払う費用

(特許庁ホームページ「料金一覧」参照)

表-1 特許庁に支払う費用

出願時	15,000円+電子化手数料
審査請求時	118,000円+4,000×請求項数
年金	登録時 (2,300円+請求項×200円)×3年分
	4年～6年 毎年7,100円+500円×請求項数
	7年～9年 毎年21,400円+1,700円×請求項数
	10年～20年 ※ 毎年61,600円+4,800円×請求項数

注：年金とは特許権の維持費用

(2) 特許事務所への費用(概算)

表-2 特許事務所への費用

出願時 (出願書類作成費)	300,000円
審査請求手続き	10,000円
拒絶に対する対応費用	150,000円×回数
特許取得時 (成功報酬+手数料)	110,000円
年金等管理費用	10,000円/年

(3) 社内費用

特許に関する資料作成・打合せも相当のパワーが必要である。

(4) 費用まとめ

表-3 取得費用と維持管理費用

	特許庁	特許事務所	合計
取得時	156,300	720,000	876,300
維持管理	4～6	9,600	10,000
	7～9	29,900	10,000
	10～25	85,600	10,000

以上の計算条件：請求項目は5項目とし拒絶は2回対応する。

申請後5年目で特許が成立した場合総合計は1,628,400円である。